

利水 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

■流水の正常な機能の維持

- 仁淀川では、引き続き大渡ダムにより、流水の清潔の保持、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、農業用水、上水道用水等のために、利水基準点加田において、かんがい期概ね24m³/s、非かんがい期概ね20m³/sを補給します。
- 河川維持流量及び農業・水道用水の安定供給を可能にするように努めます。

■水質の保全

- 支川相生川の白濁化対策として、関係機関と連携し、浄化施設等の整備など改善を図ります。



大渡ダム

環境 河川環境の整備と保全に関する事項

■動植物の生息・生育・繁殖環境の保全

- 関係機関と連携を図り、仁淀川らしさであるレキ河原や瀬・淵の保全に努めます。

■河川景観の維持・形成

- 清流景観の保全のため、関係機関と連携し、浄化施設等の整備など必要な対策を実施するなど改善を図ります。
- 河川工事の実施にあたり、多自然川づくり等により、できる限り人工的な景観とならないように配慮します。

■河川空間の利用

- 自治体や地元住民等と連携して仁淀川の特徴を活かした高水敷や水際利用のための整備を実施します。



加田キャンプ場

仁淀川水系河川整備計画【素案】は、次のような方法でご覧になることができます

資料を閲覧できる場所

国土交通省	四国地方整備局 高知河川国道事務所★ 仁淀川出張所★ 大渡ダム管理所★	香川県高松市サンポート3番33号 高知市六泉寺町96番地7 高知市春野町弘岡上1992 吾川郡仁淀川町高瀬3815
高知県	高知県庁★ 中央土木事務所★ 越知事務所★	高知市丸の内1丁目2番20号(河川課) 吾川郡いの町1381 高岡郡越知町甲2228-1
高知市	高知市役所 南別館 春野庁舎	高知市本町5丁目6番13号(河川水路課内) 高知市春野町西分15
土佐市	土佐市役所 戸波総合市民センター	土佐市高岡町甲2017-1 土佐市家後1901-1
いの町	いの町役場(飯庁舎) 吾北総合支所	吾川郡いの町3597番地(技術監理課) 吾川郡いの町上八川甲1934(建設課)
日高村	日高村役場	高岡郡日高村本郷61-1
佐川町	佐川町役場	高岡郡佐川町甲1650番地2
越知町	越知町役場	高岡郡越知町越知甲1970
仁淀川町	仁淀川町役場 池川総合支所 仁淀総合支所 名野川出張所 長者出張所	吾川郡仁淀川町大崎124番地 吾川郡仁淀川町土居甲916-3 吾川郡仁淀川町森2571 吾川郡仁淀川町名野川424 吾川郡仁淀川町長者乙2502-4

★印の場所では、希望者に資料を配布しています。
資料の閲覧は、平成25年1月11日(金)より行います。
月～金曜日(祝祭日を除く)、開庁時間内で閲覧可能です。

ホームページによる閲覧

会議の開催日程や資料については、ホームページで
情報提供を行っていきます。
下記のサイトにアクセスしてご覧ください。

<http://www.skr.mlit.go.jp/kochi/niyodoseibikeikaku/>

お問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所
調査課 仁淀川水系河川整備計画担当
〒780-8023 高知県高知市六泉寺町 96-7
TEL(088)832-0779 FAX(088)833-5357

高知県 土木部河川課 仁淀川水系河川整備計画担当
〒780-8570 高知県高知市丸の内 1-2-20
TEL(088)823-9838

編集・発行

国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所
〒780-8023 高知県高知市六泉寺町 96-7
TEL(088)833-0111(代) FAX(088)833-5357
<http://www.skr.mlit.go.jp/kochi/>

高知県 土木部河川課
〒780-8570 高知県高知市丸の内 1-2-20
TEL(088)823-9838
<http://www.pref.kochi.lg.jp/>

仁淀川水系河川整備計画策定に向けて

仁淀川水系において、国土交通省と高知県が管理している区間について、流域住民の皆様の意見を
お聴きしながら、仁淀川水系河川整備計画を策定します。

策定に向けて、仁淀川水系河川整備計画に関する情報を「仁淀川ニュースレター」、「仁淀川流域学
識者会議」、「仁淀川流域住民の意見を聴く会」、「仁淀川流域市町村長の意見を聴く会」、「ホームペー
ジ」等で提供してまいります。情報公開と住民参加のもとで進めてまいりますので、できるだけ多くのご意
見をいただけますよう、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

河川整備計画とは

仁淀川水系河川整備基本方針(平成20年3月策定)に基づき、仁淀川の総合的な
管理ができるよう河川整備の目標及び実施
に関する事項を定めるものです。その対象
期間は、概ね30年としています。



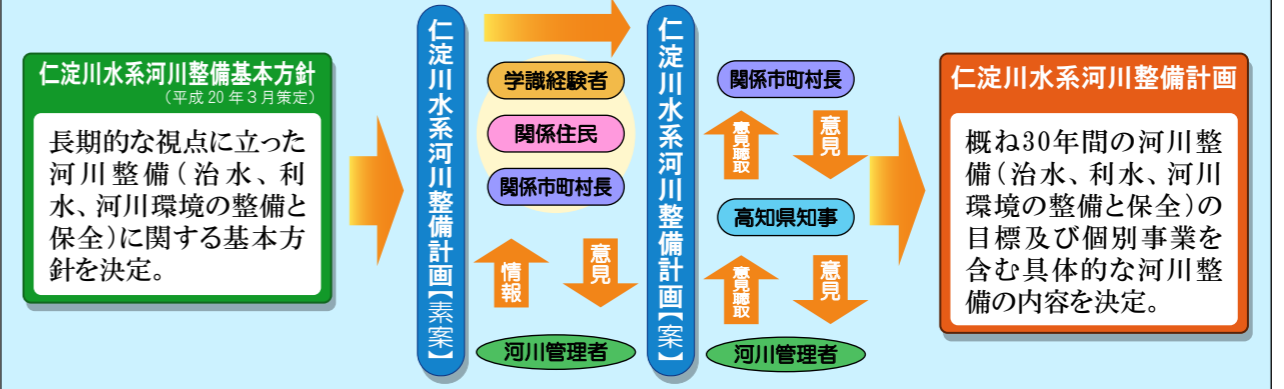
仁淀川水系河川整備計画の対象区間

仁淀川水系河川整備計画の基本理念

清流仁淀川の安全で安心な川づくり

- 安全で安心な暮らしを守る川づくり
- 豊かな水量と高い透明度を有する清流仁淀川の保全
- 豊かな自然とふれあうことができる川づくり

仁淀川水系河川整備計画検討の進め方



仁淀川水系河川整備計画【素案】を作成しました

この度、仁淀川水系河川整備計画の素案を作成しました。

素案は、大きく「治水」・「利水」・「環境」の三つの項目で構成されており、それぞれの項目について具体的な施策を記述しています。

その主な内容を次のページよりご紹介いたします。

仁淀川水系河川整備計画【素案】を構成する三つの項目

- 治水** 洪水、高潮等(津波含む)による災害の発生防止又は軽減
- 利水** 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
- 環境** 河川環境の整備と保全

■仁淀川水系河川整備計画【素案】の主な内容

治水 洪水、高潮等による災害発生防止や軽減のための事項

■国管理区間の整備メニュー

河川整備基本方針(平成20年3月策定)では、仁淀川の国管理区間において、計画高水流量を14,000m³/sと定めています。本整備計画では、この目標に向けて、上下流の治水安全度バランスを確保しつつ段階的かつ着実に整備を進め、洪水による被害に対する安全性の向上を図ることとしています。整備の目標としては、八田堰上流では、11,000m³/s(平成17年9月洪水規模)、八田堰下流では12,900m³/s(昭和38年8月洪水規模)の洪水を安全に流下させることとし、以下の整備を概ね30年間で進めていきます。

- ①堤防の整備** 堤防未整備箇所や堤防幅が不足している箇所において、堤防の整備を実施し、洪水時の被害を防止します。
- ②河道の掘削/樹木の伐採** 流下断面が不足している箇所において、河道掘削や樹木の伐採を実施します。
- ③高潮、大規模地震・津波対策** 高潮及び大規模地震・津波に備え、河口部の堤防、水門、樋門、排水機場等の河川管理施設に対して耐震対策等を実施します。
- ④局所洗掘対策** 河岸浸食や局所洗掘などに対して堤防の安全性が低い箇所において、局所洗掘対策を実施します。
- ⑤浸透対策** 堤防整備区間のうち、洪水時の雨水や河川水などの浸透に対して安全性が低い区間において、浸透対策を実施します。
- ⑥老朽化対策** 老朽化による機能低下が懸念される施設について、長寿命化に向けた維持管理方法を検討し、必要に応じて適切な措置を講じます。
- ⑦護岸の整備** 河口部右岸の波介川河口導流堤の護岸整備を今後も引き続き実施します。

■高知県管理区間の整備メニュー

- 【対象河川】:** 波介川支川(火渡川、長池川)、日下川(支川戸梶川含む)、奥田川(支川奈呂川含む)、柳瀬川。
- 【整備内容】:** 高知県管理区間における各河川の整備計画の目標流量を安全に流下させるため、流下断面の不足する区間において、堤防及び護岸の整備、河道掘削等を実施し、必要な流下断面を確保します。

